

令和7年4月18日付け公告の内容

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第4項の規定に基づき、変更後の県営大塚上地区土地改良事業（区画整理）の計画の概要について、関係市長及び予定管理者と協議するので、同条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により公告する。

なお、同法施行規則（昭和24年農林省令第75号）第57条の2の2第2項に規定する事項は、下記のとおりとする。

令和7年4月18日

記

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
変更後の県営大塚上地区土地改良事業（区画整理）計画の概要
- 2 縦覧の期間
令和7年4月21日から令和7年5月21日まで
- 3 縦覧の場所
茨城県県南農林事務所稲敷土地改良事務所
- 4 意見書の提出方法
当該事業計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、意見がある者の住所、氏名を記載した意見書を提出すること。
- 5 意見書の提出先
〒300-0504
茨城県稲敷市江戸崎甲541
茨城県県南農林事務所稲敷土地改良事務所